

別表

事業区分	事業内容	対象経費	内容	補助率	補助上限額
山形発福祉用具開発推進事業	介護現場の負担軽減を図るため、本県の介護現場の課題に即した福祉用具等を開発する企業の支援（最長3年）	福祉用具等の開発に要する経費	人件費※1、報償費、旅費、需要費、使用料、デザイン料、設計費、委託費、外注加工費、その他の経費※2	1 / 2	500万円 / 社（単年度）
I C T活用プロジェクト事業	介護職員の負担軽減や効率化を図るため、I C Tを活用し、介護記録の電子化などに取組む介護事業所と企業とのチームの支援（最長2年）	I C T活用に要する経費	人件費※1、報償費、旅費、需要費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（リースの場合は1年分の費用に限る）、備品購入費、その他の経費※2	1 / 2	200万円 / チーム（単年度）

※1 本事業に直接従事した者に係る経費。

※2 知事が特に必要と認める経費

[備考]

以下の経費は補助対象経費として認められない。

- ・汎用性の高い事務用品（一般的な文具、プリンター消耗品など）
- ・インターネット回線使用料等の通信費
- ・グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金
- ・銀行振込以外の支払いを行ったもの（ただし、公設試験研究機関での依頼試験に係る経費等で振込支払が困難なものを除く）
- ・消費税及び地方消費税に係る経費（旅費等の内税を含む）
- ・振込手数料